

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	平成30年度(第4回)入間市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成31年2月5日(火) 午後2時00分開会・午後3時10分閉会
開 催 場 所	入間市役所 B棟 5階 全員協議会室
議 長 氏 名	松下庄一
出席委員(者)氏名	1号委員 齋藤大治、齋藤めぐみ、晝間達夫(会長代理) 2号委員 粕谷光由、澤田壽一、寺師良樹、宮城公子、村下紀明 3号委員 中林誠一、永田雅良、松下庄一(会長)、 4号委員 佐瀬満雄、清尾修、松川知道
欠席委員(者)氏名	1号委員 中沢茂樹、花島綾 3号委員 椛島隆富、築地芳枝
説明者の職氏名	1 入間市国民健康保険運営協議会委員委嘱式 (1) 委嘱状交付式 (2) 委員及び事務局職員自己紹介 2 議事 (1) 開会 (2) 市長あいさつ (3) 議事 ① 会長並びに会長代理の選出 ② 平成30年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(案)について 坂田主幹 ③ 平成31年度入間市国民健康保険特別会計当初予算(案)について 坂田主幹 ④ 入間市国民健康保険税減免事務取扱要領の一部改正について(案) 坂本主幹 ⑤ 平成32年度以降の税率改定について 坂本主幹 (4) その他 ① 事務連絡 次回会議予定について 坂田主幹 (5) 閉会
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	別紙「会議録(2)」のとおり(公開)
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	別紙のとおり

事務局職員職氏名	市 長 田中龍夫 健康推進部長 晝間昭彦 健康推進部次長 田代清治 国保医療課長 村田雄一 国保医療課主幹 坂田誠、坂本満 国保医療課副主幹 須田香織 収 税 課 長 豊泉兼一 収 税 課 主 幹 文字山繁夫 債権回収対策室長 岩崎聡 健康管理課長 石原健二 地域保健課長 須田美菜子
会議録作成方法	要点記録

会 議 録 (2)

議事の概要 (経過) ・決定事項

1 入間市国民健康保険運営協議会委員委嘱式

- (1) 委嘱状交付式(省略)
- (2) 委員及び事務局職員自己紹介(省略)

2 議事

- (1) 開会
- (2) 市長あいさつ
- (3) 議事
 - ① 会長並びに会長代理の選出
会長：松下庄一委員、会長代理：晝間達夫委員
会長並びに会長代理あいさつ
 - ② 平成30年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(案)について
資料に基づき説明し承認を得る
 - ③ 平成31年度入間市国民健康保険特別会計当初予算(案)について
資料に基づき説明し承認を得る
 - ④ 入間市国民健康保険税減免事務取扱要領の一部改正について(案)
資料に基づき説明し承認を得る
 - ⑤ 平成32年度以降の税率改定について
資料に基づき説明し承認を得る
- (4) その他
 - ① 事務連絡
次回会議予定について連絡
- (5) 閉会

会議録(3)

発言者	発言内容
市長	委嘱状交付式(省略)
委員・職員	委員及び事務局職員自己紹介(省略)
事務局	開会(省略)
市長	市長あいさつ(省略)
事務局	続きまして議事に移ります。議題1の会長並びに会長代理の選出ですが、会長、会長代理が選出されるまでの間は、市長に議長となつていただきます。
市長	それでは、議事1の会長並びに会長代理の選出ですが、選出方法について、事務局より説明願います。
事務局	会長、会長代理の選出方法について、説明をいたします。
事務局	まず、会長についてですが、会長は国民健康保険法施行令第5条の規定により、第3号委員、公益を代表する委員から選出することとされています。
事務局	次に、会長代理についてですが、会長代理の選出方法につきましては法令等の規定はございませんが、平成15年の改選の際、会長代理は第1号委員、被保険者を代表する委員から選出するという提案をいただき、それ以来、第1号委員より選出されています。
事務局	選出方法の説明につきましては、以上です。
市長	事務局より選出方法について説明がありましたが、委員の皆さまのご賛同が得られれば、前回同様に選出をしたいと思いますが、いかがでしょうか。
澤田委員	前期に引き続き、会長には松下委員、会長代理には晝間委員としてはどうでしょうか。
市長	澤田委員より、会長には松下委員、会長代理には晝間委員としてはどうかのご意見がありましたが、会長を松下委員とすることについて、第3号委員の皆様は、ご意見等ありますでしょうか。
事務局	(異議なし)
市長	会長代理を晝間委員とすることについて、委員の皆様はご意見等ありますでしょうか。
事務局	(異議なし)
市長	それでは、松下委員には会長を、晝間委員には会長代理を、引き続き務めていただくことをご了承いただけますでしょうか。
事務局	(松下委員承諾)
事務局	(晝間委員承諾)
市長	会長に松下庄一委員、会長代理に晝間達夫委員と決定いたしました。ここで議長の任を解かせていただきます。
事務局	それでは、松下会長にご挨拶をお願いいたします。
事務局	(会長あいさつ(省略))
事務局	引き続きまして、晝間会長代理にご挨拶をお願いいたします。
事務局	(会長代理あいさつ(省略))
事務局	それでは、議事を続けさせていただきます。会長が決まりましたので、入間市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定に従いまして、議

<p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>長を松下会長にお願いいたします。</p> <p>会議の開催について、入間市国民健康保険に関する規則第4条第4項の規定に、全委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとあります。本日の出席委員は14名です。欠席は、第1号委員の中沢委員、花島委員、第3号委員の椛島委員、築地委員の4名です。よって、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。</p> <p>次に、本日の会議の議事録署名委員を指名します。第1号委員から晝間委員、第3号委員から永田委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議事2、平成30年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）について、事務局より説明願います。</p> <p>平成30年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）の説明の前に、補正予算（第2号）、補正予算（第3号）について、ご報告申し上げます。</p> <p>予算の補正については、本来、協議会の承認をいただかなければならないところですが、緊急に補正する必要があったことから、市議会12月定例会において補正予算（第2号）を、また、市議会1月臨時会において補正予算（第3号）をさせていただきました。</p> <p>補正内容については、資料1の7ページをご覧ください。</p> <p>歳出ですが、款8諸支出金 項1償還金及び還付加算金 目1一般被保険者保険税還付金について、増額補正をいたしました。補正予算（第2号）については、支払実績に基づき不足が見込まれることから、増額をしたものです。また、補正予算（第3号）については、固定資産税の一斉調査による固定資産税の課税更正に伴い、更なる不足が見込まれることから、50万円の増額補正をいたしました。</p> <p>補正予算（第2号）、補正予算（第3号）につきましては、以上になります。</p> <p>それでは、補正予算（第4号）（案）について説明いたします。</p> <p>今回の補正予算は、主に、歳入予算では県支出金を交付見込みにより増額し、歳出予算では、保険給付費を決算見込みに基づき増額するものです。</p> <p>補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ163億9,575万9千円とするものです。</p> <p>それでは、歳入予算の主な補正内容について説明いたします。資料1の1ページ、2ページをご覧ください。</p> <p>歳入予算ですが、款1国民健康保険税1,430万2千円の減額は、退職被保険者等について、当初見込みよりも被保険者数が大幅に減少していることから、減額いたしました。</p> <p>次に、款3国庫支出金11万円の増額は、東日本大震災の被災者医療費に係る災害臨時特例補助金の申請に基づき、増額とするものです。</p> <p>款4県支出金1億5,894万7千円の増額は、医療費の増加に伴う普通交付金の交付額の見込みと、保険者努力支援交付金及び特定健康診査等に係る交付金の額の確定等により、増額するものです。</p> <p>次に3ページ、4ページをご覧ください。</p>
-------------------------	---

<p>会 長 会 長 会 長 事 務 局</p>	<p>款 8 諸収入 2,527 万 3 千円の増額は、主に一般被保険者の滞納保険税に係る延滞金を収入実績に基づき増額するものです。 歳入予算の説明につきましては以上です。 続きまして、歳出予算の補正内容について説明いたします。5 ページ、6 ページをご覧ください。 款 1 総務費 353 万 2 千円の減額は、委託料の額の確定等により、不用額を減額するものです。 款 2 保険給付費 1 億 7,048 万 8 千円の増額は、一般被保険者については、当初予算の見込みよりも、一人当たりの医療費が増加しているため、増額を見込むものです。退職被保険者等については、当初見込みよりも被保険者数が大幅な減少をしていることから、減額を見込むものです。 次に 7 ページ、8 ページをご覧ください。 款 9 予備費 313 万 2 千円の増額につきましては、歳入歳出額の差を調整するものです。 補正予算（第 4 号）（案）の説明につきましては以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 何かご質疑等ございますか。 （質疑なし） 平成 30 年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（案）については、ご了承いただいでよろしいでしょうか。 （異議なし） 議案のとおり了承いたします。 次に、議題 3 の平成 31 年度入間市国民健康保険特別会計当初予算（案）について、事務局より説明願います。 それでは、平成 31 年度入間市国民健康保険特別会計当初予算（案）の説明をいたします。 資料 2 - (1) の 1 ページ、2 ページをご覧ください。 円グラフで歳入、歳出予算の全体像を表したものになります。左のページが歳入、右のページが歳出になります。 まず、歳入についてですが、グラフを時計で例えますと、0 時から 2 時半の部分が、歳入の根幹をなす国民健康保険税で、歳入予算全体の約 20% を占めています。グラフの 2 時半から 11 時の部分ですが、保険給付費を支払うために県から交付される交付金等で、全体の約 71% を占めています。次に、グラフの 11 時から 11 時半過ぎまでの部分の「一般会計繰入金」ですが、低所得者の保険税の軽減などに対する国・県からの補填金、いわゆる法定分と、歳入歳出の収支不足を補うため、一般会計に助けてもらうお金の法定外繰入金で、全体の約 6% になります。グラフの 12 時までの残りの部分は、国民健康保険財政調整基金からの繰入金とその他の収入になります。 続きまして歳出についてですが、グラフの 0 時から 8 時半の部分が、市が保険者として、被保険者や医療機関に支払う医療費等の保険給付費で、歳出予算全体の約 71% を占めています。グラフの 8 時半から 11 時半の部分は、県に納付する国民健康保険事業費納付金で約 27% を占</p>
--------------------------------------	--

<p>会 長 佐 瀬 委 員</p>	<p>めています。グラフの12時までの残りの部分は、保健事業や事務に係る経費となります。</p> <p>歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ152億1,280万9千円を見込んでいます。前年度対比で2億905万6千円、率にして1.36%の減額となりました。</p> <p>続きまして、歳入、歳出の主なものについて説明いたします。</p> <p>3ページ、4ページをご覧ください。</p> <p>歳入予算についてですが、款1国民健康保険税30億8,987万3千円は、被保険者の減少から前年度対比1億4,614万4千円、率にして4.52%の減額としました。また、収納率については、現年課税分は94.24%、滞納繰越分は23.67%を見込んでいます。</p> <p>次に、款4県支出金108億3,552万1千円は、前年度対比9,438万円の増額となります。これが、市が支払う医療費などに対して交付される県の交付金であり、医療費の全額が県から交付されます。款6繰入金12億2,048万円のうち、8億4,548万円は、一般会計からの繰入金で、そのうちの法定分は、6億5,694万1千円です。法定外繰入金は、1億8,853万9千円で、前年度対比2億7,996万4千円、率にして59.76%の減額を見込みました。残る3億7,500万円は、財政調整基金から財源不足の調整を図るため、繰入れるものです。</p> <p>歳入予算の説明につきましては、以上です。</p> <p>続きまして、歳出予算について説明いたします。7ページ、8ページをご覧ください。</p> <p>款1総務費6,477万9千円は、前年度対比75万1千円、率にして1.15%の減額を見込みました。款2保険給付費107億5,667万7千円は、前年度対比1億906万4千円、率にして1.02%の増額を見込みました。これは、被保険者数は減少するものの、一人当たり医療費の増額が見込まれることから、増額となるものです。</p> <p>9ページ、10ページをご覧ください。</p> <p>款3国民健康保険事業費納付金41億4,745万6千円ですが、県の医療費等の支払いに係る入間市の負担分として県に収める、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の負担金になります。</p> <p>次に、款5保健事業費2億1,406万2千円は、前年度対比1,850万8千円、率にして7.96%の減額を見込みました。これは、主に特定健康診査及び特定保健指導に係る費用が、対象者の見込みを減少したことにより、減額になったものであり、保健事業については、引き続き、第2期データヘルス計画に基づき、被保険者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸に取り組んでまいります。</p> <p>平成31年度当初予算（案）の説明につきましては以上となります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>何かご質疑等ございますか。</p> <p>資料2-(1)4ページ、国民健康保険税の備考欄の収納率について、現年課税分が調定見込額の94.24%で計上されていますが、その根拠を教えてください。</p>
------------------------	---

事務局 佐瀬委員 事務局 佐瀬委員 事務局 佐瀬委員	<p>94.24%については、過去2年間の収納率の平均になります。上昇率は見込んでいるのですか。</p> <p>見込んでおりません。</p> <p>平成29、30年度の2年間の平均を用いたということですか。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>9、10ページの保健事業費について、医療費を抑制しなければならないということから、保健事業についてデータヘルズ計画に基づき実施していく必要があると思うのですが、保健事業費は平成31年度当初予算では前年度より減額となっています。これはどのようなことですか。</p>
事務局	<p>保健事業費の減額については、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用を、対象者の減少により見込んだことが主な理由ですが、保健事業につきましても、糖尿病性腎症重症化予防事業や高血圧者の受診勧奨事業、コバトン健康マイレージなど、引き続き取り組んでいきます。</p>
会長代理 事務局	<p>特定健康診査について、入間市の受診率はどのくらいですか。</p> <p>平成29年度の確定値で41.1%です。過去、一番高い受診率となります。</p>
会長	<p>他に何かありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
会長	<p>平成31年度入間市国民健康保険特別会計当初予算(案)については、ご了承いただいでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>議案のとおり了承いたします。</p>
事務局	<p>次に議事4、入間市国民健康保険税減免事務取扱要領の一部改正について(案)について、事務局より説明願います</p> <p>それでは、入間市国民健康保険税減免事務取扱要領の一部改正(案)について説明いたします。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>始めに、1名称の変更について、説明いたします。生活困窮者の医療費の一部負担金に関する減免の事務取扱規定を新たに追加するため、名称を「入間市国民健康保険税減免事務取扱要領」から、「入間市国民健康保険税及び一部負担金減免事務取扱要領」に変更するものです。</p> <p>一部負担金の減免基準を追加することについては、これまで、一部負担金の減免については、生活保護基準以下である場合に減免をしていましたが、国からの通知に基づく基準を定めるため、市の国保税減免事務取扱要領に追加するものです。</p> <p>次に、2基準の改正について、説明いたします。</p> <p>①国民健康保険に関する規則第13条(一部負担金)の減免基準の追加について、説明いたします。</p> <p>平成30年10月から3回に分け、段階的に生活保護基準の見直しが行われ、生活保護基準額が5%引き下げられます。この見直しに伴い、国から「国民健康保険制度においては、生活保護基準の見直しによる影響がある場合は、制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、その影響が及ばないよう、できる限り、対応することを基本的な考え方とすること。」と示されるとともに、これに基づいた一部負担金減免に係る財政</p>

支援の基準が示されました。このため、資料3の表のとおり、生活保護基準の引き下げの影響を緩和するとともに、生活保護基準の境界層の方への配慮をするため、医療費の一部負担金の減免基準を新たに定めるものです。

資料3の表をご覧ください。

現行では、生活保護法に基づく基準額の1.0倍以下の世帯に対して減免を行っていますが、改正後では、平成31年4月から平成31年9月までを生活保護法に基づく基準額の990/885(約1.12倍)以下、平成31年10月から平成32年9月までを生活保護法に基づく基準額の990/870(約1.14)以下、平成32年10月からは、生活保護法に基づく基準額の1155/1000(1.155倍)以下へと段階的に改正するものです。

次に、②国民健康保険税条例第24条第1項第2号(生活困窮世帯)の減免基準の見直しについて、説明いたします。

国民健康保険税の減免基準についても、入間市国民健康保険として、一部負担金減免との整合性を図るため、減免基準を一部負担金と同様に改正し、生活保護基準の引き下げによる影響を受けないように改正するものです。

次に、③国民健康保険税条例第24条第2項(旧被扶養者)の減免基準の見直しについて、説明いたします。

旧被扶養者とは、被用者保険の被保険者本人が75歳になり、後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、その被扶養者(65歳以上に限る)が国民健康保険の被保険者となった者です。

それでは、旧被扶養者の減免基準の見直しについて、説明いたします。

国から旧被扶養者の減免について、後期高齢者医療制度において、応益割に係る保険料軽減措置の期間を見直すこととされ、国民健康保険においても制度間の不均衡が生じないよう同様の見直しを行うよう通知がありました。これを受け、旧被扶養者に係る応益割(均等割額・平等割額)の減免期間について、資料3の裏面の表のとおり改正するものです。

表をご覧ください。

応益割について、均等割額と平等割額を1/2減免しておりますが、その減免期間を現行では当分の間として、国保加入期間中は減免しておりましたが、今回の改正により、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限ることとなり、2年間の期間のみ減免することとなりました。このことから、要領の基準を改正するもので、施行日は平成31年4月1日となります。

この改正につきましては、応益割の減免期間を見直すものであり、応能割(所得割額・資産割額)はこれまでどおり、全額を免除することから、条例改正の必要は生じないため、当該事務取扱要領の改正を行うものです。

なお、改正後の取扱要領については、現在、条例や規則とのそごがないよう調整中であり、本日配布できず申し訳ありませんが、でき次第、郵送させていただきます。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長	何かご質疑等ございますか。 (質疑なし)
会 長	入間市国民健康保険税減免事務取扱要領の一部改正について(案)については、ご了承いただいてよろしいでしょうか。 (異議なし)
会 長	議案のとおり了承いたします。 次に議事5、平成32年度以降の税率改定について、事務局より説明願います
事 務 局	平成32年度以降の税率改定について、説明いたします。 資料4をご覧ください。 1 赤字削減・解消計画について、説明いたします。前回の協議会にて、赤字削減・解消計画につきまして、平成29年度の計画上対象赤字額が確定していない状況の中で、2つの計画案をお示しし、ご協議いただきました。その後、埼玉県より、平成29年度の計画上対象赤字額が示され、その結果、資料4の表のとおり、平成28年度の計画上対象赤字額については、平成29年度の計画上対象赤字額が黒字、また平成30年度の税率改定による効果額により赤字が解消され、平成29年度の計画上対象赤字額も発生しない状況となりました。 よって、今年度末に、埼玉県に提出する赤字削減・解消計画書については、別紙のとおり赤字がない旨の計画書を提出します。 別紙の赤字削減・解消計画書をご覧ください。 表の見方として、「①赤字の発生状況」欄の「年度(赤字発生年度)」については平成28年度となります。「法定外繰入金」の6億1,129万5千円が赤字額となります。この額は、法定外繰入金のうち、決算補填目的の額となります。従って、保健事業などの事業費は、この額から除外されております。この額から国が示す計画上の対象赤字額を算出します。 「赤字の原因」欄をご覧ください。赤字額(6億1,129万5千円)から単年度黒字額(1億1,589万2千円)と後期高齢者支援金などの精算額(2億3,898万5千円)を差し引いた額、2億5,641万8千円が計画上の対象赤字額となります。 この赤字額を解消するために、平成35年度までの間に赤字が削減・解消できる計画書を策定することになりますが、「赤字削減・解消のための具体的取組内容」欄をご覧ください。 平成28年度の赤字額から平成29年度の決算の黒字額、1億9,901万6千と平成30年度の税率改定効果額、2億300万円を差し引くと平成28年度の赤字額は解消できたこととなります。このことから、この計画書については、赤字を解消するための計画書ではなく、赤字が解消できた計画書として埼玉県へ提出するものです。 資料4の表をご覧ください。 まず、数字の見方ですが、赤字額を基本としているので、▲が黒字表示となります。 平成28年度の欄の累計赤字額をご覧ください。この2億5,641万8千円の赤字額に対して、平成29年度の黒字額1億9,901万6千円

<p>会 務 局 長</p>	<p>を差し引くと、累積赤字額は5,740万2千円となり、平成30年度の税率改定効果額の2億300万円を差し引くと、累計赤字額が黒字1億4,559万8千円となります。これにより、平成28年度の赤字額を翌々年度、この場合、平成30年度までに、この赤字額が解消できたこととなりますので、国が定める計画上の赤字額は解消できたものとなります。</p> <p>以上のことから、本日は、埼玉県へ提出する赤字削減・解消計画書については、赤字がない旨の計画書として提出してよろしいかご協議いただきたいと思います。</p> <p>なお、平成28、29年度の累積赤字額については、国が示す算定方法により、各年度に納付等をした後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金の翌々年度の精算による追加交付金等である精算額を加えて計画上対象とすべき赤字額を算定しております。</p> <p>平成30年度以降の決算において、再び赤字が発生し翌々年度の予算において、赤字を削減・解消が出来ない場合は、赤字削減・解消計画書を策定しなければならないため、協議していただくこととなります。</p> <p>続きまして、資料4の裏面をご覧ください。</p> <p>2国保税の不足額について、説明いたします。</p> <p>1点目について、平成30年度の税率改定後の国保税本算定の賦課総額と、この本算定の税率を標準保険税率に置き換えた場合の賦課総額との比較による国保税の不足額は、増加する結果となりました。</p> <p>平成30年度の標準保険税率に置き換えた場合の不足額は、約1億7,500万円で、埼玉県より平成31年度の標準保険税率が示され、平成31年度の標準保険税率に置き換えた場合の不足額は、約3億527万円であり、表のとおり、1億3,027万円の増加となる結果となりました。</p> <p>2点目について、平成31年度当初予算（案）において、財源不足を補うため財政調整基金繰入金は3億7,500万円を繰り入れています。〔参考〕の財政調整基金の推移表をご覧ください。基金残高は、平成31年3月の決算見込4億8,250万円から、平成31年度当初予算時で3億7,500万円を取り崩し、1億750万円の残高となります。</p> <p>以上、2点の状況と平成30年度の決算を踏まえながら、平成32年度以降の税率改定については、平成31年度にご協議いただきたいと考えております。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>何かご質疑等ございますか。</p> <p>補足説明をさせていただきます。1赤字削減・解消計画についての説明では、赤字がないと説明をし、2国保税の不足額についての説明では、国保税の不足額が増加していると説明をいたしました。</p> <p>赤字がないことについては、赤字額には国の定義があるということと、赤字を算定するにあたって、赤字が減るための精算額、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の精算による交付金を加えられますので、単年度では赤字だったものが、翌々年度の精算で赤字がなくなっています。</p> <p>赤字はないものの、埼玉県に納めなければならない納付金については、</p>
--------------------	---

会 長	市の税率では、平成31年度において3億円不足額が生じることになります。赤字額と国保税の不足額をリンクさせると矛盾が生じるように見えますが、数字の違いについては考え方の違いがありますので、ご理解をいただきたいと思います。
会 長	何かご質疑等ございますか。 (質疑なし)
会 長	それでは、1赤字削減・解消計画書については、赤字がない旨の計画書を提出することでご了承いただいでよろしいでしょうか。 (異議なし)
会 長	続きまして、2国保税の不足額について、2点の状況の説明をいただきましたが、何かご質疑等ございますか。
清尾委員	平成31年度の標準保険税率に置き換えた場合の不足額について、平成30年度よりも平成31年度が増加していますが、今後も不足額は増えていく見込みでしょうか
事務局	平成30年度の不足額よりも、平成31年度が増額した主な理由については、被保険者数は減少傾向にあり、埼玉県全体では、医療費総額は減少しているのですが、1人当たり医療費が増加していますので、それに伴い、平成31年度の不足額が増加しているということです。
会 長	もう一つの要因としては、前々年度の前期高齢者納付金が、各市町村に精算分として追加交付されているのですが、追加交付額がかなり少なかったということで、埼玉県に納付する額が増え、それに伴って、標準保険税率が高めになり、不足額が多くなっております。
会 長	前期高齢者納付金の精算額については、平成32年度以降については、埼玉県で一括して行いますので、平成32年度以降、市町村にどのような影響がでるのか、今のところは不明です。
会 長	他に何かご質疑等ありますか。 (質疑なし)
会 長	それでは、平成32年度以降の税率改定については、事務局より説明がありました2点の状況と平成30年度の決算を踏まえながら、平成31年度に協議することによろしいでしょうか。 (異議なし)
会 長	議案のとおり了承いたします。
事務局	以上で、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。 これにて議長の任を解かせていただきます。事務局に進行をお願いいたします。
事務局	それでは、次第4、その他につきまして、事務連絡をさせていただきます。 次回の会議の予定になりますが、平成30年度の決算の状況を勘案しながら、開催日を決めたいと考えています。開催日が決まり次第、通知いたしますので、ご出席賜りますようお願いいたします。
事務局	その他につきましては、以上になります。 それでは、閉会のあいさつを晝間会長代理、お願いいたします。 (晝間会長代理あいさつ) ありがとうございました。

	以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。
--	-------------------------------------